

労働力調査に係る調査員証の紛失について

労働力調査において、統計調査員が調査時に携帯する「調査員証」の紛失が判明しました。

概要については、下記のとおりです。

なお、現在のところ、紛失した調査員証が悪用された事例は確認されておりません。

記

1 紛失の概要

(1) 紛失物

- ・調査員証1枚

記載内容：調査員の氏名、任命期間、山形県知事公印、調査員顔写真

※任命期間は令和6年9月17日から令和7年3月20日まで

(2) 経過

11/13（水）調査員が調査員証の紛失に気付く。

11/15（金）調査員証の紛失について、県へ報告。

県から、十分に搜索するよう指示。

調査員から発見できなかった旨の連絡あり。

調査員が警察に遺失届を提出。

2 対応及び今後の再発防止策

- ・紛失した労働力調査の調査員証「第65号」（R6.9.17発行）は無効としました。
- ・再発防止に向け、労働力調査の全調査員に調査関係用品の管理徹底について通知を發出し、特に帰宅時に調査員証を含むすべての調査用品の有無を確認すること等を改めて指導してまいります。

3 県民の皆様に御注意いただきたい点

労働力調査の調査員は、顔写真付きの調査員証を携帯しております。

紛失した調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」に悪用される恐れがありますので、お手数ですが、調査員が訪問した際には調査員証の写真、任命期間等の確認をお願いします。

不審な調査活動等にお気づきの場合は、県統計企画課まで御連絡ください。

【問合せ先】

山形県統計企画課

課長補佐（生活統計担当）大山

電話 023-630-2177

〔報道監〕みらい企画創造部次長 會田 淳士